附　則

（施行期日等）

1　この省令は、平成三十年一月一日から施行し、同月末現在（給与締切日の定めがある場合には、同月最終給与締切日現在）によって行う調査から適用する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式は、この省令による改正後の様式とみなす。